

資料提供
(県 政)

提供年月日：令和3年(2021年)9月29日
部 局 名：滋賀県健康医療福祉部
ワクチン接種推進室
担 当 者 名：平田、和田
連絡先(内線)：077-528-3695 (3691)



新型コロナワクチン接種における間違い接種事案の発生について

県広域ワクチン接種センターにおいて、新型コロナワクチンの間違い接種に関する事案が発生しましたのでお知らせします。

記

(1)概要

県内の医療機関においてファイザー社製ワクチンを2回接種した被接種者が、県広域ワクチン接種センター南部会場においてモデルナ社製ワクチンを1回接種した。

(2)被接種者

草津市在住の50歳代(男性)

(3)経過

6月8日	被接種者が基礎疾患をもつ者への優先接種を受けるため、草津市ワクチン接種担当窓口で接種券の先行発行を受ける。 その際に、当該窓口の職員より、先行発行のため、後日送付される接種券は破棄するよう口頭で説明。
6月22日	県内の医療機関において、先行発行を受けた接種券を用いてファイザー社製ワクチン1回目の接種を受ける。
7月7日～	草津市から送付されてきた接種券を受け取る。
7月13日	県内の医療機関において、先行発行を受けた接種券を用いてファイザー社製ワクチン2回目の接種を受ける。
9月10日	県広域ワクチン接種センター南部会場において、草津市から送付されてきた接種券を用いてモデルナ社製ワクチン1回目の接種を受ける。
9月11日	県広域ワクチン接種センターでの接種記録をワクチン接種記録システムに登録。
9月27日	草津市の担当部署から、ワクチン接種記録システムの記録内容に次のような矛盾点があると県に連絡があり、当該事案が発覚。 ・1回目と2回目の接種日が前後していること ・1回目と2回目に接種したワクチンの種類が異なること

(4)原因

- 被接種者に、「異なる種類のワクチンを接種してはいけない」、「現時点ではワクチンを3回以上接種してはいけない」という認識がなかった。
- また、被接種者が草津市の窓口で接種券の先行発行を受けた際に、後日草津市から送付する接種券は破棄するよう職員に説明されていたにもかかわらず、後日送付された接種券を破棄せずに使用した。

(5)被接種者の状況

現在のところ体調に変化はなく、健康状態に異常はないとのこと。

(6)再発防止策

県広域ワクチン接種センターにおいて、受付の予診票確認時に「何回目のワクチンであるか」、「当センターで接種するワクチンはモデルナワクチンであり、これまでに他のコロナワクチンを接種したことがないか」の確認を改めて徹底することで、再発防止に努めてまいりたい。